生徒手帳　５．学校生活に関する心得

以下は本校の基本的なルールをまとめたものである。内容をよく理解して，規則正しい学校生活を送ること。

１　始業５分前（予鈴）までに登校する。

２　午後５時までに完全下校する。

３　登校にあたっては，休業中も含めて制服を着用する。

４　制服の規定は以下のとおりとする。厳守すること。

〈冬期〉（11 月１日～４月 30 日）

①　男　　子

・黒の詰襟学生服。上着には指定のボタン。

・座金，校章を左襟に付ける。

②　女　　子

・上着はシングル２つのボタン（金ボタン）のジャケット。

・指定のスカートまたはスラックス。

・白色のワイシャツを着用する。

・指定のリボンタイ（エンジ・紺・赤地に紺と白のストライプ）または指定のネクタイを着用する。

※式典の際にはスカートに，エンジのリボンタイを着用すること。

・座金，校章を左襟に付ける。（2022 年度入学生より）

※男女とも防寒用のセーター等を着用する場合は，襟はＶネック，単色で無地のもの。色は白，紺，黒，ベージュ，グレーとする。

※登下校の際は，必ず上着を着用する。

〈夏期〉（５月１日～10 月 31 日）

冬期の制服以外に，次に記す略装も可。

①　男　　子

・指定のズボンに白色のワイシャツを着用する。

②　女　　子

・指定のスカートまたはスラックスに白色のワイシャツを着用する。

※男女とも，ワイシャツの代わりに，本校オリジナルマーク入り紺ポロシャツの着用，及び白色のポロシャツの着用可。

※男女とも白色のワイシャツの上にベスト・カーディガン，セーター着用可。なお，着用する場合は，襟はＶネック，単色で無地のもの。色は白，紺，黒，ベージュ，グレーとする。

〈備考〉止むをえない特別の事情で制服以外のものを着用する場合は，生徒手帳の諸届覧に記入して担任の許可を受ける。（異装届）

５　原則，頭髪に，脱色や染髪などの加工はしないこと。

６　始業から放課後までは外出しない。止むをえず外出する場合は生徒手帳の諸届欄に記入し，担任の許可を受ける。（外出届）

７　早退する場合は担任または副担任に届け出る。当日の遅刻・欠席の連絡はメールまたは電話にて午前８時～８時 15 分頃までに保護者が行う。（早退・遅刻・欠席届）

８　自転車通学は許可制とする。

９　学習や学校生活に必要のないものは身に付けたり，または持って来ない。

10　貴重品の管理は，鍵付きのロッカーを利用するなどして，各自責任をもって行う。教室や更衣室には置かない。なお，多額の現金は極力持参しない。

11　上履き・体育館履きは所定のものを履き，グラウンド履きと区別をする。

12　班活動で公式戦の１週間前から，午後５時 30 分までの残留を認める。残留を希望する班は所定の用紙に記入し，顧問の許可を受け，係の教員に届け出る。（残留届け）

13　休日に登校する場合は事前に所定用紙に記入し，係の先生の許可を受ける。（休日活動届け）

14　ホーム・ルーム・昼休み等に校内で運動を行う場合は，安全に留意する。

①　ホーム・ルームで，活動を計画する場合は生徒部への事前の届け出をする。

②　校舎内の運動は特別の場合を除いて禁止する。

③　定期考査１週間前・定期考査中の放課後の運動等は禁止する。

15　施設，設備を破損した場合は，事情を調査し，故意に行われたものの場合は当該者またはその保護者が弁償をしなければならない場合がある。

16　校内環境を保全し，適切な学習環境を実施するためにも，ゴミの分別処理について格段の配慮をする。